

平成31年度 木更津総合高等学校クラブ活動方針

木更津総合高等学校におけるクラブ活動は、任命された顧問の裁量において、授業や学校行事等正課の活動を優先した上で実施する。また、スポーツ庁・文化庁策定ガイドライン、千葉県策定ガイドラインおよび働き方改革の趣旨に基づき、以下の項目を原則としつつも、強化クラブ活動等の方針も考慮し、生徒の実情に合った適切な活動日時と活動内容を定めた上で実施する。

1 活動全般及び休養について

- (1) 課業期間中においては、週1日以上休養日を設けること
- (2) 活動時間は校内外問わず、原則として平日は3時間以内、休日は4時間以内とすること。
- (3) 定期考査1週間前から考査期間終了までは、原則として活動は自粛すること
- (4) 長期休業中においては、校内外を問わず、活動時間を原則として4時間以内とすること。またある程度まとまった休養期間を設けること
- (5) 複数顧問が配置されている部活動にあっては、交代制で休養日を設ける等して、生徒の健康保持だけでなく顧問各自も健康管理に努めること

2 運営について

(1) 体罰等の禁止

顧問及びクラブ員は、各種ハラスメント等によって、共に活動をしている者の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように配慮する。顧問は、特に体罰や度を過ぎた厳しい鍛錬等は、いかなる理由があっても、正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、範を示して指導に当たる。

(2) 安全面の配慮

顧問は、部活動運営には事故予見義務と回避義務があることを認識し、事故の未然防止に努めると共に、あらかじめ対応マニュアル等を作成して、発生時の対応、事後措置等について顧問間だけでなく生徒とも共有する。

ア 顧問は、生徒の体力・技能レベルや負傷・障害等の状況、性格や意欲等だけでなく当日の健康状態を把握した上で指導にあたる。

イ 日頃から、施設・設備や用具等の点検並びに活動に対する安全指導を実施する。

ウ 活動場所周辺の、気象庁の予報（注意報や警報、特に高温や落雷等）をこまめにチェックし、事故予見と回避に努める。

(3) 保護者の理解と協力について

部活動運営上、保護者の理解と協力は、欠かすことのできない大切なことである。以下の点に特に留意して運営にあたる。

ア 保護者、顧問相互に、緊急時の連絡先を明確にすると共に、相談しやすい風土の醸成に努める。

イ 顧問は、指導に関する基本方針、練習内容、活動日時、活動場所、休養日等を明確にし、保護者に示す等、活動の情報提供に努める。

ウ 大会等への参加費の徴収など、活動に係る金銭の収支については、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の配付により保護者に示して十分な説明責任を果たす。